

保健管理センター 年報

2023 年

はじめに

令和5年度の保健管理センターの活動報告書をお届けします。

令和2年1月に始まった新型コロナウイルス感染症について、当センターではコロナ禍の初期から学生の健康状態の把握、心の健康相談窓口によるメンタルサポート、健康診断・ワクチン接種のオンライン予約の導入などに取り組んでまいりました。令和5年5月から季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行され、臨床実習生については附属病院の教職員と同等の基準にて対応しましたが、一般学生については基準を緩和して有症状時の対応のみといたしました。年度初頭には荻田統括管理者が着任され、精力的に活動、これまで以上に皆さんに寄り添った活動ができるようになっていきます。また、センター開設以来の念願であった、教職員・学生の健康データを一元管理できる新たな健康管理システムが導入され、次年度より本格的な稼働を予定しています。

今後もさらにスタッフが一致協力して、本学の学生・教職員の皆さんが安心・安全に毎日を過ごせるよう保健管理・支援活動を進めていく所存です。本年報をご覧いただき、当センターの活動につき忌憚のない御意見を賜りましたら幸いです。

令和6年3月 保健管理センター長 橋本 直哉

目次

令和5年度 保健管理センターの出来事

I 学生健康診断および抗体価検査とワクチン接種

- I-1 健康診断
- I-2 B型肝炎ワクチン接種
- I-3 インフルエンザワクチン接種

II 職員健康診断および抗体価検査とワクチン接種

- II-1 一般定期健康診断
- II-2 その他の健診
- II-3 麻疹、風疹、水痘、ムンプスおよびB型肝炎抗体価検査
- II-4 麻疹、風疹、水痘、ムンプスおよびB型肝炎ワクチン接種
- II-5 インフルエンザワクチン接種

III 精神保健

- III-1 教職員の職業性ストレス調査
- III-2 心の健康相談

IV 保健管理センター関係規定

- IV-1 京都府立医科大学保健管理センター規程
- IV-2 京都府立医科大学保健管理センター運営委員会要綱

V 保健管理センター体制

VI 保健管理センター会議

令和5年度 保健管理センターの出来事

健康管理システムの導入

教職員・学生の心身の健康に関する情報を一元的に管理し、健康の保持増進に向けた効果的なサービスの提供を行うことを目的として、3月に健康管理システムを導入し、次年度より本格稼働に向けて調整を行った。

HPV ワクチン緊急セミナー

HPV ワクチンキャッチアップ接種拡大を受け、本学学生、教職員を対象に産婦人科学教室および疼痛緩和医療学教室の医師による HPV ワクチン緊急セミナーを実施した。

セミナー当日は、ハイブリッド形式で対面とオンラインを同時開催し、セミナー後はオンデマンド配信も実施した。

京都府立医科大学
HPV ワクチン緊急セミナー

「子宮頸がんは予防できる」
～HPV ワクチンキャッチアップ接種拡大に向けて～

子宮頸がん発症に関与しているヒトパピローウイルス(HPV)感染の予防の鍵となるHPVワクチンについて学びましょう。授業も関連する学問でいじける内容です。必ず一歩を踏み出しましょう。

令和6年3月1日(金)
16:30～17:30 ハイブリッド開催 (Webまたは会場)
南臨床講義棟 ライブ配信: Zoom 2セミナー

座長: 疼痛緩和医療学教室 天谷文昌 教授
講師: 産婦人科学教室 森 泰輔 教授
産婦人科学教室 寄木香穂 講師
疼痛緩和医療学教室 大塚里奈 医師

費用は?
何回接種するの?
男の人は接種しなくていいの?
性交渉経験がないと意味がないの?
どこで接種できるの?
副作用が心配です

主催: 保健管理センター 教育支援課 総務課
後援: HPV 予防接種推進中央院整備事業 近畿北ブロック

学生の健康管理について

新型コロナウイルスの5類移行を受け、学生の健康管理の対応を更新した。臨床実習生については従来通り、Google Forms による日々の健康状態の入力を義務付けた。

また全学生に対しては、有症状時には保健管理センターへ報告することを徹底して継続しており、定期的にメールで注意喚起を促した。

I 学生健康診断およびワクチン接種

I-1 健康診断

日時：令和5年4月18日（火）、27日（木）、28日（金）

13時～17時

対象：1,339人（医学科、看護学科、医学看護大学院）

内容：尿検査、眼科検査、X線検査、内科健診、身体計測、血圧測定、血液検査

結果

1) 尿検査異常値

年度	蛋白	糖	潜血	ウロビリ	計
令和5年	9人	4人	9人	0人	22人
令和4年	109人	6人	47人	35人	197人
令和3年	292人	8人	58人	56人	414人
令和2年	67人	7人	55人	36人	165人
令和元年	316人	11人	74人	78人	479人

2) X線検査

肺病変の疑い4人

I-2 B型肝炎ワクチン接種

1回目日時：令和5年9月19日（火） 16時～

2回目日時：令和5年10月26日（木） 16時～

3回目日時：令和6年3月14日（木） 16時～

対象：医学科3年他115人、看護学科2年他86人

I-3 インフルエンザワクチン接種

日時：令和5年11月22日（水）、28日（火）、29日（水）、12月1日（金）

12時30分～15時30分

対象：医学科4年110人、5年103人、看護学科2年84人、3年86人

*費用1,500円徴収

Ⅱ 職員の健康診断および抗体価検査とワクチン接種

Ⅱ－1 定期健康診断

1) 対象

全教職員（有期雇用職員含む）および専攻医、研修医（1回/年）

* 深夜業務、有機溶剤等業務従事者は、2回/年実施

2) 検査項目

- ・問診（既往歴、業務歴、投薬歴、喫煙歴）
- ・身体計測（腹囲測定含む。）
- ・視力検査
- ・聴力検査
- ・胸部X線撮影
- ・血圧測定
- ・尿検査（糖、蛋白及びウロビリノーゲン）
- ・血液一般検査（赤血球数、血色素量、白血球数、ヘマトクリット、血小板数）
- ・肝機能検査（GOT, GPT, γ -GTP、ALP、LDH、総蛋白、総ビリルビン）
- ・血中脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）
- ・心電図検査
- ・血糖検査（空腹時血糖、HbA1c）
- ・腎機能検査（尿素窒素、クレアチニン）
- ・痛風（尿酸）

3) 場所

臨床講義棟 1階

4) 日程

第1クール

日時	9時～12時30分	14時～16時30分
6月27日(火)	女性職員*	男性職員
6月28日(水)	男性職員	女性職員
6月29日(木)	女性職員*	男性職員
6月30日(金)	男性職員	女性職員
7月3日(月)	女性職員*	男性職員
7月4日(火)	女性職員*	女性職員

第2クール

日時	9時～12時30分	14時～16時30分
12月19日(火)	女性職員*	男性職員
12月20日(水)	男性職員	女性職員
12月21日(木)	女性職員*	男性職員
12月22日(金)	男性職員	女性職員
12月25日(月)	女性職員*	女性職員
12月26日(火)	女性職員*	午後は健診なし

*9時から10時看護部優先枠

5) 結果

①受診率

99.21% (令和4年度:99.24%、令和3年度:98.29%)

②有所見率 (令和4年度:56.4%)

62.1%

*項目別でみると、血中脂質検査が最も高く、次いで心電図、血糖、血圧の順

II-2 その他特殊健診等

肺がん検診:40件(令和4年度:38件)

胃がん検診:11件(令和4年度:25件)

大腸がん検診:65件(令和4年度:78件)

有機溶剤業務従事者健診:63件(令和4年度:97件)

特定化学物質業務従事者健診:52件(令和4年度:28件)

情報機器作業健診:8件(令和4年度:19件)

II-3 麻疹、風疹、水痘、ムンプスおよびB型肝炎抗体価検査

対象：新規に採用された教職員

《内訳》診療従事医師：76人、研修医：71人、看護職：87人

その他基礎系教室教員・コメディカル・事務職等：75人※

方法：採用前健診受診時に同時検査 又は 入職後に本院で採血実施

II-4 麻疹、風疹、水痘、ムンプスおよびB型肝炎ワクチン接種

	麻疹	風疹	水痘	ムンプス	B型肝炎
看護師	32	11	8	48	54
専攻医	50	7	0	9	19
研修医	34	3	4	11	14
その他職種※	39	9	3	29	44
計	155	30	15	97	131

※基礎系教室教員・コメディカル・事務職等

II-5 インフルエンザワクチン接種

1) 相互接種者

対象：医師、研修医、看護職 1,721人

2) 集合接種者

対象：歯科医師、薬剤師、医療技術部職、事務職 912人

III 精神保健

III-1 職業性ストレス調査

1) 調査機関

一般財団法人 京都工場保健会

2) 対象者及び回答者の状況

	対象者	回答者	回答率
R元年度	2,383	2,076	87.1%
R2年度	2,358	2,110	89.5%
R3年度	2,457	2,161	88.0%
R4年度	2,439	2,152	88.2%
R5年度	2,408	2,154	89.5%

3) 結果

① 高ストレス判定率

全体：14.9%（正規職員：16.0% 有期雇用職員：12.8%）

※R4年：14.0%、R3年：13.5%、R2年：12.8%、R元年：15.3%

② 医師による面接指導実施

7名（高ストレス判定者320名）

③ 全体プロフィール：1,358人（男 476人、女 882人）平均年齢 40.8歳

0（+）：過活性職場、職場一体感の高い職場

※職場の特徴としては、やや強い心理的ストレス反応を抱えながらも、仕事のモチベーションは高く、職場の一体感も高い状態にある職場（『過活性職場』）、課題として、仕事の質的な負担感が大きいことが指摘されている。

健康リスク指標

項目	量—コントロール	職場の支援	総合健康リスク
男性	100	93	93
女性	107	90	96
全体	104（昨年度103）	91（昨年度92）	94（昨年度94）

※全国平均を100とし、総合健康リスクが100を超えると、労働者のストレス反応、医療費、疾病休業のリスクが通常より高くなるとされている

④ 「集団分析結果の説明会」を開催

日時：令和6年2月13日（火） 15時30分～16時30分

対象：所属長

講師：一般財団法人京都工場保健会御池メンタルサポートセンター
専任カウンセラー（臨床心理士）山根 英之 氏

方法：オンライン（zoom）配信（後日オンデマンド視聴も可）

Ⅲ-2 心の健康相談

教職員の相談希望者の増加に伴い、今年度より曜日の区分を撤廃し相談受付を実施した。また教職員に対して実施している定期的な学内メールでの心の健康相談に関する案内を、学生に対しても強化して実施した。それによって教職員も学生も相談件数はほぼ一定しており、持続的なニーズがあると考えられる。

相談内容については、公認心理師が新規相談者との初回面談時の所見を分類したものを述べ件数で示している。原因の特定されない相談内容に関しては「心身不調」に分類されている。

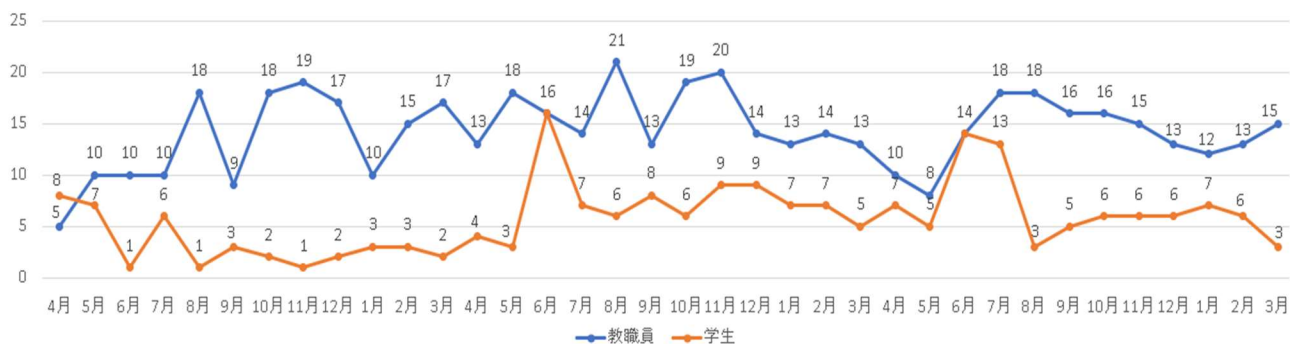
1) 令和5年度相談件数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
教職員	新規	2	0	5	10	5	2	4	3	4	4	4	6	49
	継続	8	8	9	8	13	14	12	12	9	8	9	9	119
	計	10	8	14	18	18	16	16	15	13	12	13	15	
計														
学生	新規	0	2	2	6	0	0	0	1	4	1	1	2	19
	継続	7	3	12	7	3	5	6	5	2	6	5	1	62
	計	7	5	14	13	3	5	6	6	6	6	7	6	3

2) 令和5年度新規相談者の相談内容

	職場問題	家庭など 職場以外	心身不調	修学、学生生活	管理者相談
教職員	29	6	21	0	4
学生	0	2	5	2	

3) 相談件数推移 (2021.4~2023.3)



IV 保健管理センター関係規定

IV-1

京都府立医科大学保健管理センター規程

平成 27 年 4 月 1 日
京都府立医科大学規程第 312 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、京都府立医科大学組織細則（平成 20 年 4 月 1 日京都府立医科大学規則第 3 号）第 9 条の 3 の 2 第 3 項の規定により、京都府立医科大学保健管理センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 センターは、府立医科大学の学生及び教職員の身体及び精神に係る保健管理を一元的に行い、もって学生及び教職員の健康の保持増進を図ることを目的とする。

(組織)

第 3 条 センターに、次に掲げる部門を置く。

- (1) 保健管理部門
- (2) 学生部門
- (3) 教職員部門

(職)

第 4 条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 健康管理統括管理者
- (3) その他必要な職員

(センター長)

第 5 条 センター長は本学の教職員のうちから、学長が指名する者を充て、保健管理センターの業務を掌理する。

(健康管理統括管理者)

第 6 条 健康管理統括管理者は本学の教職員のうちから、看護師もしくは保健師の資格を有する者のうちから学長が指名する者を充て、センター長を補佐するとともに、第 7 条に掲げる業務を統括する。

(業務)

第 7 条 センターは、学生及び教職員の健康保持増進を図るため、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 12 条及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 7 章の規定に基づき、次に掲げる業務を行う。

- (1) 保健管理に関する実施計画の企画及び立案に関すること。
- (2) 健康診断の実施及びその結果に基づく健康指導等必要な措置に関すること。
- (3) 健康相談、精神衛生に関する相談及び指導に関すること。

- (4) 軽度の体調不良者に対する一次対応に関すること。
- (5) 保健管理の充実向上のための調査、研究に関すること。
- (6) その他健康保持増進についての必要な業務に関すること。

(運営委員会)

第8条 センターの運営に関する重要事項を協議するため保健管理センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の運営は、別に定める。

(事務)

第9条 センターに関する事務は、総務課及び教育支援課が連携しながら処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項はセンター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年8月17日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

IV-2

京都府立医科大学保健管理センター運営委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都府立医科大学保健管理センター規程（平成27年京都府立医科大学規程第312号）第5条の規定により、京都府立医科大学保健管理センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）について、必要な事項を定める。

(組織等)

第2条 運営委員会に委員長を置き、保健管理センター長をもって充てる。

2 委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育担当の副学長
- (2) 総務担当の副学長
- (3) 学生部長
- (4) 教育センター長
- (5) 医学基盤教育部長
- (6) 看護学科長
- (7) 感染病態学（微生物・医動物）教室教授
- (8) 精神医学教室教授
- (9) 感染制御・検査医学教室教授
- (10) 総合医療・地域医療学教室教授
- (11) 医療安全担当の副病院長
- (12) 事務局長
- (13) 学校医
- (14) 産業医のうち保健管理センター長が指名する者
- (15) 健康管理統括管理者

(協議事項)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 保健管理センター業務の企画運営に関すること。
- (2) 保健管理センターに係る諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (3) 大学全体に係る感染対策の方針に関すること。
- (4) その他保健管理センターに関すること。

(会議の招集及び議長)

第4条 委員長は、必要に応じて運営委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が議長となる。

(会議の成立)

第5条 委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。

2 第3条第3号に掲げる事項については、第2条第2項にある委員のうち保健管理センター長が指名した者をもって構成する感染対策協議会において審議することとし、その構成員の半数以上の出席により成立する。

(委員でない者の出席)

第6条 委員長は、必要に応じ、運営委員会に委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(運営委員会の事務)

第7条 運営委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

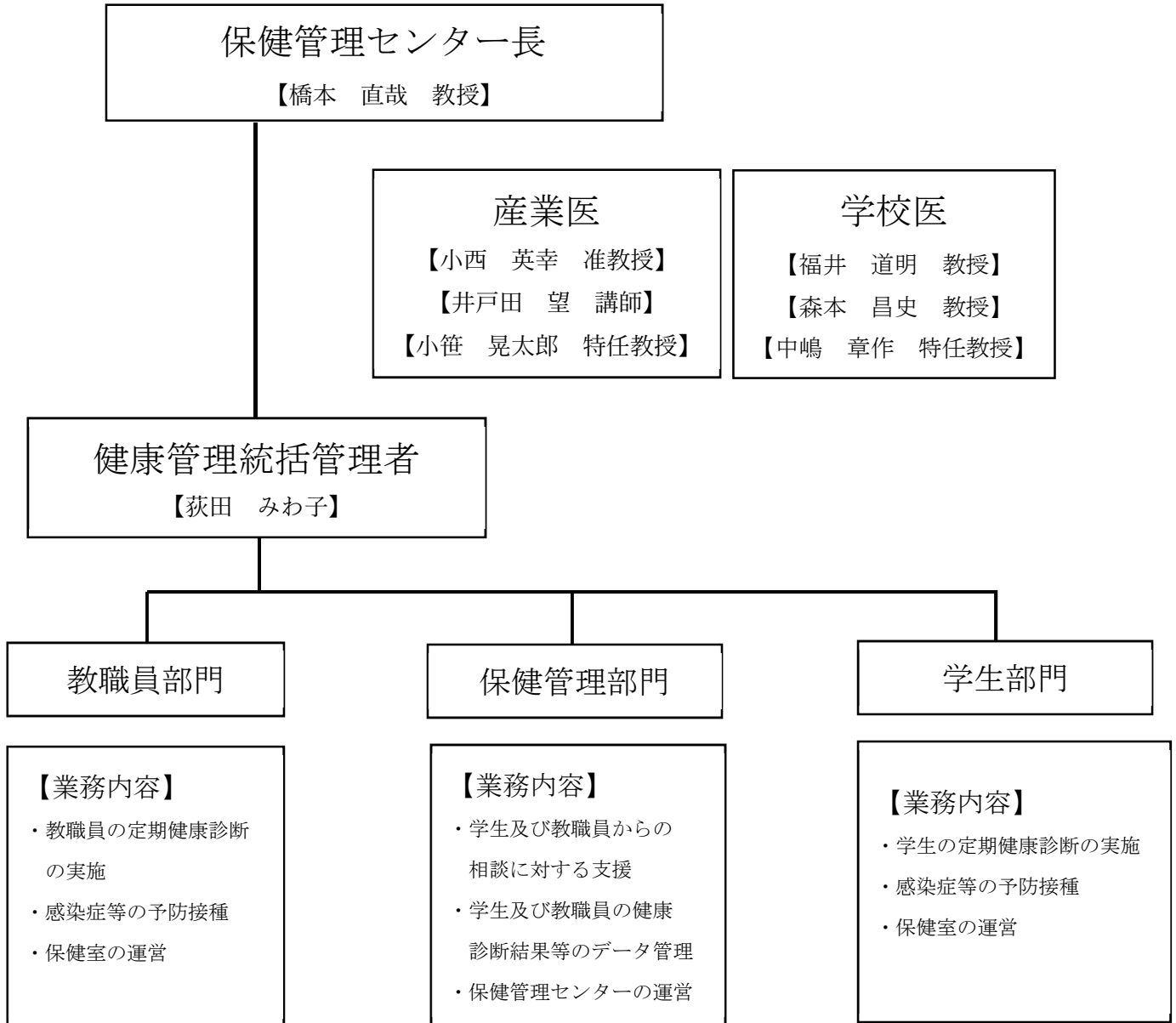
附 則

この要綱は、平成29年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月27日から施行する。

保健管理センター体制図



VI 保健管理センター会議

保健管理センター運営会議

2023.6.29（木）14:00～15:00（zoom会議）

第1回 保健管理センター会議

2023.4.17（月）13:30～14:30

第2回 保健管理センター会議

2023.5.15（月）13:30～14:30

第3回 保健管理センター会議

2023.6.12（月）13:30～14:30

第4回 保健管理センター会議

2023.7.24（月）13:30～14:30

第5回 保健管理センター会議

2023.9.11（月）13:30～14:30

第6回 保健管理センター会議

2023.10.16（月）13:30～14:30

第7回 保健管理センター会議

2023.11.20（月）13:00～14:00

第8回 保健管理センター会議

2023.12.18（月）13:30～14:30

第9回 保健管理センター会議

2024.1.15（月）13:30～14:30

第10回 保健管理センター会議

2024.2.19（月）13:30～14:30

第11回 保健管理センター会議

2024.3.18（月）13:00～14:00